

川原町まちづくり協定



湊町・上林木町・御手洗・鏡岩自治会
玉井町自治会
元浜町自治会
川畔町自治会
川原町まちづくり会

2004年4月

「川原町まちづくり協定」の趣旨について

■ この協定のねらい

川原町（湊町、玉井町、元浜町、川畔町の各自治会の範囲）の中でも、長良橋西側の川原町筋（玉井町筋）には、明治時代や古くは江戸時代からの町家が軒や瓦屋根をそろえて立ち並んでいます。

このまちづくり協定の基準の内容は、こうした今も川原町にある家屋群の特徴を考えながらまとめたものですし、これからも守り、さらにより一層良い町並みにしていくために、住民が主体的に作っていくことを目指して提案するものです。

この協定は住民が自主的に決めていくルールですので、法律などによる拘束力はまだありませんが、紳士協定としてこの精神を守って行ければと思っています。家屋の修築などをされる場合にはこの基準を参考にして頂きたいですし、新築や建て替えの場合にも出来る限り配慮して頂きたい事柄です。

住民の合意によるこのまちづくり協定（案）と併せて、岐阜市の側での景観形成のための手続きを進めることができれば、国の「街なみ環境整備事業」等の指定を受けて、建物や公共施設の整備のための補助を受けることができるようにもなります。

■ ここまでの経過

まちづくり会の役員会として、平成15年度は市のまちづくり事業室や岐阜大学などの協力も得て協定案づくりを進めていくこととしました。これまで、金華まちづくり研究会の建築士の方々の案や、平成14年度「まちづくり総合支援事業」でのコンサルタントが作成した案を土台として比較しながら、さらに住民の手作りによる原案の検討とその現地確認を行ってきました。

原案は、地域の範囲、建物の高さと形態、街なみの連続性、空調室外機や広告看板、その他のことについて役員会として検討してまとめたものです。

なお、今回の原案では、玉井町筋（鶺鴒乗船所から元浜町の西端まで）の両側で道路に接した部分とその奥行き部分についてのまちなみのルールを検討していますが、今後さらに川原町全体についても検討していくことを視野に入れています。

また、湊町・上材木町・御手洗・鏡岩自治会におきましては、平成13年10月に「湊町・上材木町・御手洗・鏡岩憲章」が作成されていますので、詳細が決定するまではこれを参照していただきたいと考えています。

■ これからの取組みについて

役員会としてまとめたこの原案について、さらにこれから住民の皆さんからご意見を頂いて議論を進め、合意ができるようになれば総会などを開いて「まちづくり協定」として決定したいと考えています。

前 文

私たちの住む川原町は岐阜市を代表する「鶺鴒」の遊船乗り場を抱き、長良川のほとり、金華山の麓に位置する中世より川湊として栄えてきたところです。

江戸期には長良川役所が置かれ、紙問屋や材木商などが軒を連ねていた名残を現在の格子のある町家などに留めています。ここでは脈々と伝えられてきた歴史と文化が息づき、守

られてきました。また川の匂いを感じ、山の緑を常に仰ぎ見るなど豊かな自然をも享受して参りました。

この育まれた歴史と文化を大事にし、大いなる長良川との共生に心を砕き、更には町並みの景観を継承するなど心掛けて、これからもより心地よく、安心して、また心躍らせて暮らせる魅力ある川原町にしたいと考えます。

そのため、ここに「まちづくり協定」を定め、心を一つにして、更なるまちづくりを進めて参ります。

平成16年4月22日

まちづくりの方針

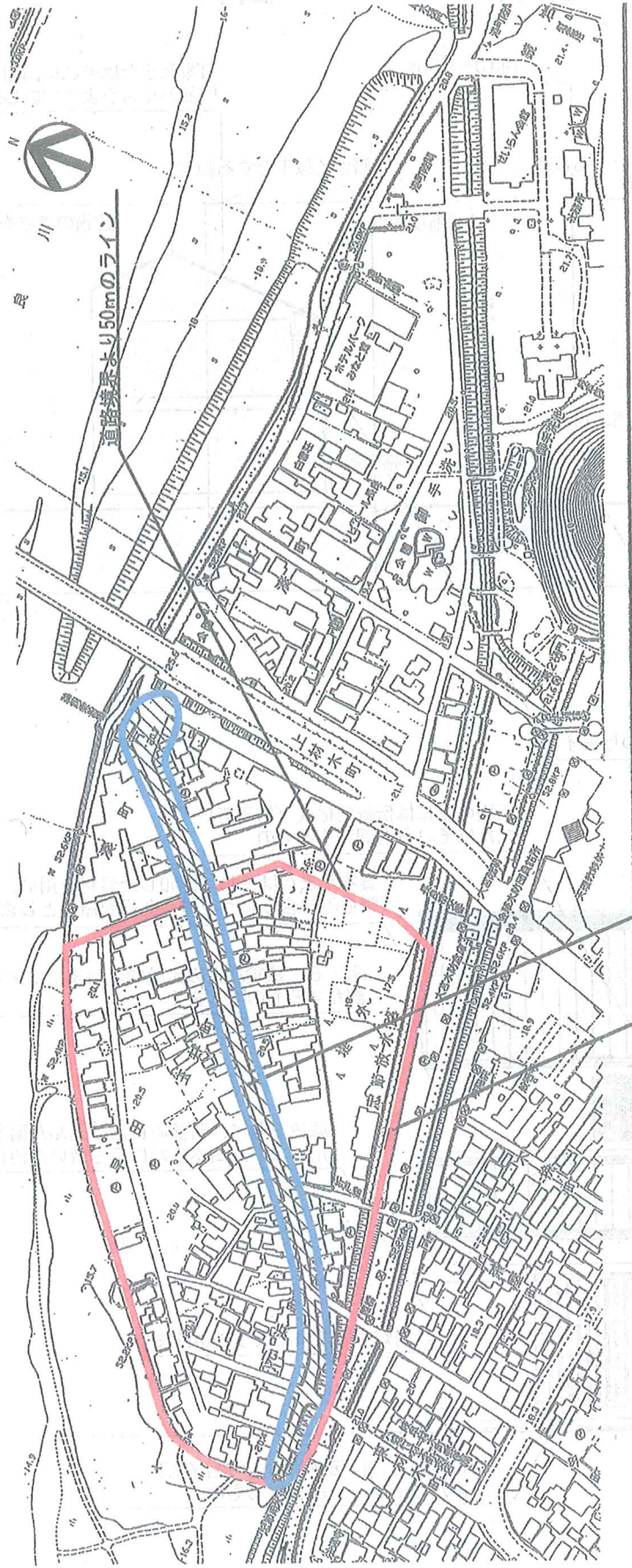
- ・安全で暮らしやすい住環境づくり。
- ・住民相互の連携のもとで、平穏で温かいまちづくり。
- ・自然環境と文化の調和がとれた住環境とまちなみ景観の保持。
- ・伝統的な町並み景観を活かした、歴史と文化の感じられるまちづくり。
- ・災害に強いまちづくり。

テーマ

- ・歴史ある町家の持つ良さを活かしつつ、社会の発展に応じた利便性を享受し、高齢者でも安心して住み続けられるような住宅と、それを取り巻く環境を整えます。
- ・本来このまちが持っていた—いろいろな世代が住み、働き、お互いのぬくもりを感じながら未来に向かっていきいきと暮らす～自立するコミュニティー～を再構築します。
- ・金華山や長良川のもとで育まれてきた暮らしや産業の持つ価値を再発見し、次世代へつなぐ取り組みを進めます。
- ・玉井町筋の情緒あるまちなみや長良川沿いの水辺の風景が歩く人に川原町地区の良さを感じさせるような快適で安全な交通空間を整えていきます。
- ・水防、防火、防犯に積極的に取り組むことにより、不安を回避し、安心して暮らせるまちを整備します。

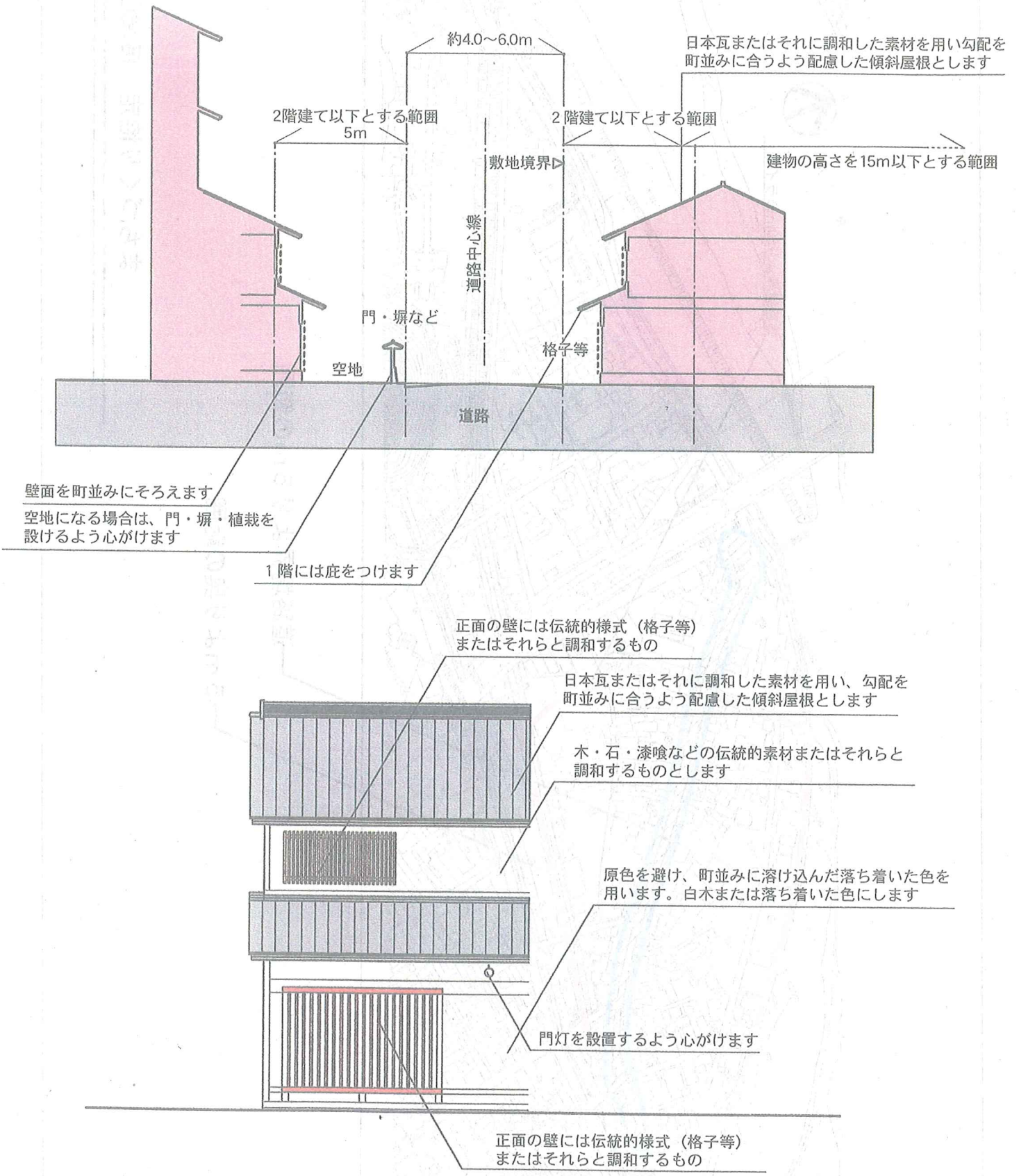
川原町まちづくり協定細則

地区の範囲		湊町、玉井町、元浜町地内で、川原町筋の鵜飼乗船所から元浜町西端までとします。
建物の高さ		道路に立って見た目線から、町並みの景観が揃って見えるように、道路境界から5mまでは2階建て以下とします。 川原町一帯から、美しい金華山と長良川の眺望が保たれるように、それより奥の範囲も高さを15m以下にします。
屋根	勾配・材料	日本瓦またはそれに調和した素材を用い、勾配を町並みに合うよう配慮した傾斜屋根とします。
	庇	1階には庇をつけます。
	門灯	町並みに合った門灯を設置するよう心がけます。
正面の壁	位置	壁面を町並みにそろえます。
	材料	木・石・漆喰などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。
	色彩	原色を避け、町並みに溶け込んだ落ち着いた色を用います。白木または落ち着いた色にします。
	デザイン	伝統的様式(格子等)またはそれらと調和するものとします。
側壁		隣地が道路や空き地となっており、建物の側壁が見える場合には、漆喰・石・木などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。 やむをえず金属板などで壁面を覆う際にも、黒漆喰や白漆喰に準じる色調とします。
町並みの連続性を保ちます。		セットバック・駐車場・空地になる場合は、門・塀・植栽を設けるよう心がけます。
空調室外機		建物前面には設置しないようにします。やむを得ず設置する場合は木格子等で覆います。
広告看板		道路面に自家用看板を設ける場合は、町並みにふさわしいものにします。原色系の電飾看板は避けます。
自動販売機		設置する場合は、町並みにあったものにするよう配慮します。



まちづくり協定 区域図

【基準内容のイメージ図】



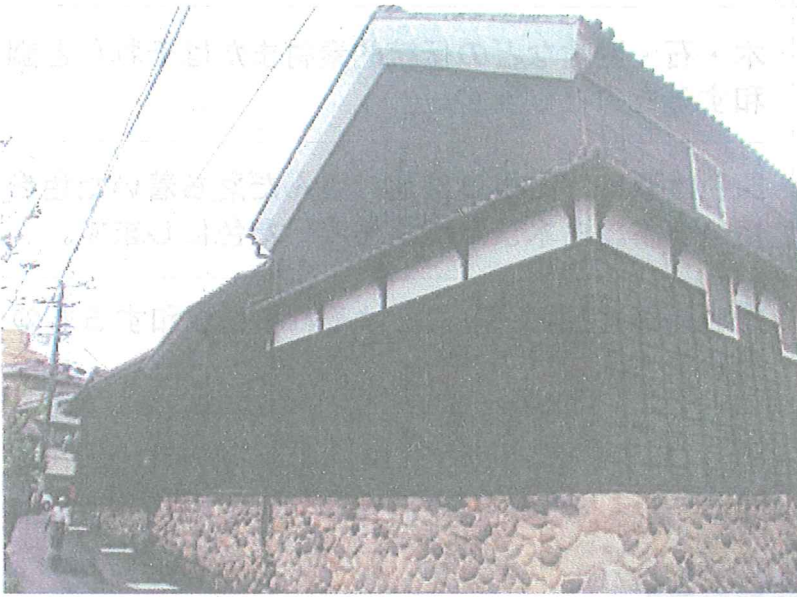
【まちづくり協定の基準内容】

屋根	勾配 材 料	日本瓦またはそれに調和した素材を用い、勾配を町並みに合うよう配慮した傾斜屋根とします。
	庇	1階には庇をつけます。
	門 灯	町並みに合った門灯を設置するよう心がけます。
正面の壁	位 置	壁面を町並みにそろえます。
	材 料	木・石・漆喰などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。
	色 彩	原色は避け、町並みに溶け込んだ落ち着いた色を用います。白木または落ち着いた色にします。
	デザイン	伝統的様式(格子等)またはそれらと調和するものとします。



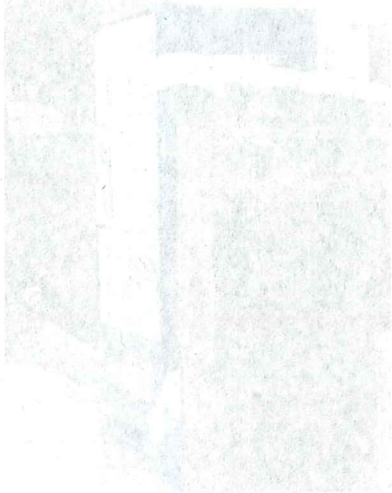
【まちづくり協定の基準内容】

側 壁	<p>隣地が道路や空き地となっており、建物の側壁が見える場合には、漆喰・石・木などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。</p> <p>やむをえず金属板などで壁面を覆う際にも、黒漆喰や白漆喰に準じる色調とします。</p>
-----	---



【まちづくり協定の基準内容】

<p>町並みの連続性を保ちます。</p>	<p>セットバック・駐車場・空地になる場合は、門・塀・植栽を設けるよう心がけます。</p>
----------------------	---



【まちづくり協定の基準内容】

<p>空調室外機</p>	<p>建物前面には設置しないようにします。やむを得ず設置する場合は木格子等で覆います。</p>
<p>広告看板</p>	<p>道路面に自家用看板を設ける場合は、町並みにふさわしいものにします。原色系の電飾看板は避けます。</p>
<p>自動販売機</p>	<p>設置する場合は、町並みにあったものにするよう配慮します。</p>

